

「京都ものづくりフェア2018」開催に係る

会場設営等業務委託事業者募集要領

1 「京都ものづくりフェア2018」の目的

- ・伝統産業から先端産業のものづくりまで、京都の産業を担う「ものづくりの技術・技能」の素晴らしさを紹介し、間近で見る実演や実際に体感してもらうこと等を通じて学びの機会を提供し、「ものづくり」への関心を高める。
- ・府民の暮らしを支える、身近な存在である「ものづくり」の大切さをアピールするとともに、次世代の担い手である子どもたちや若者に、職業選択の機会を提供し、京都の産業の振興と新しい技術や産業を創造できる人材育成を図る。
- ・企業や業界団体、職業能力開発施設等がフェアの開催を通じて直接的なコミュニケーションを図る機会を提供し、ネットワークを構築することにより、京都の中小企業等の活性化を支援する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

「京都ものづくりフェア2018」開催に係る会場設営等業務

(2) 業務の内容

「京都ものづくりフェア2018」の①会場レイアウト、設営・撤収関係業務 ②運営・管理の補助業務③ステージイベント企画・運営業務

委託内容は、「京都ものづくりフェア2018」会場設営等業務委託仕様書のとおり

(3) 委託業務期間

契約日から平成30年12月31日まで

「京都ものづくりフェア2018」開催は、平成30年11月10日（土）10：00から11月11日（日）16：00まで

(4) 委託上限金額

7,668,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額568,000円）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者ではないこと。
- (4) 企画案募集に係る開始の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府又は京都市において競争入札参加停止の期間がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

- ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (7) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町121-3 2階京都府職業能力開発協会内
京都ものづくりフェア実行委員会
(事務局：京都府職業能力開発協会総務振興課)
電話：075-642-5075 FAX：075-642-5085
メールアドレス：soumu@kyo-noukai.com

(2) 募集要領等の配布

①配布期間：平成30年7月12日（木）～平成30年7月30日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

②配布場所及び受付場所：上記（1）の担当部署ほか、京都府職業能力開発協会ホームページ
(<http://www.kyo-noukai.com/>) からダウンロードできる。

(3) 参加表明書の提出期限

①提出期限：平成30年7月27日（金）午後5時までに持参又はファクシミリ（ファクシミリにあつては、必ず着信確認の電話をするとともに原本を持参又は郵送すること。）

(4) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

①提出期間：平成30年7月12日（木）～平成30年7月30日（月）午後5時まで

②提出場所：（1）に同じ

③提出方法：持参（平日の午前9時～午後5時）又は郵送（簡易書留により期限必着）

※提出期限後到着した応募書類は無効とする。

5 説明会

(1) 開催日時：平成30年7月18日（水）午前10時

(2) 開催場所：京都府立京都高等技術専門校2階 第1会議室

(3) 申込方法：説明会に参加希望する者は、7月17日（火）午後5時までに参加の旨電話で表明のうえ、社名、参加者名、連絡先を明記のうえ、申込書をFAX送信すること。

※参加者は、1社当たり2名まででお願いします。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日から平成30年7月20日（金）午後5時まで
- (2) 質疑方式：持参、FAX 又はメールにより4の（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は、自由とするが、以下に留意して記載すること。
- ① 件名は「京都ものづくりフェア2018」開催に係る会場設営等業務委託に関する質問とすること。
 - ② 質問者の会社名、部署、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ③ 質問には、質問ごとに表題を付けるとともに、わかりやすい表現内容で簡潔に記載すること。
 - ④ 電話での質問には応じない。
- (4) 回答日時：平成30年7月24日（火）
- (5) 回答方法：質問への回答は、京都府職業能力開発協会ホームページに掲示し、個別には回答しない。
京都府職業能力開発協会ホームページ (<http://www.kyo-noukai.com/>)
- (6) その他：他の参加者に関する質問など募集要領、仕様書その他実行委員会が本件について示した事項に関する事項以外の質問には応じない。

7 応募書類

(1) 提出書類

提出書類	部数	摘要
① 参加表明書	1部	別添様式のとおり
② 提案書	6部	書式は別添様式の書類と図面とし、少なくとも、以下の点を網羅して企画ごとに作成すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・書類にあっては実施方針、実施体制、業務実績及び提案内容。図面にあってはレイアウトの概要並びにステージ・観客席及びフードコート・客席の配置（最低要件） ・実施体制は、統括管理責任者及び主たる業務担当者を定め、実行委員会及び出展者との連絡調整を行う専属担当者とともに必ず記載すること。（主たる業務担当者を業務によって区分する場合は、担当業務を明記すること） ・委託業務の一部について実行委員会の承諾を経て一部再委託を行うものは、再委託先及び再委託内容を記載すること。（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある）この場合受託者は、再委託先との連絡調整及び統括について責任をもって行うとともに、再委託した業務についての実行委員会又は出展者との連絡調整は受託者により行うこと。 ・統括管理責任者及び主たる業務担当者が現在携わっている業務数（平成30年7月から平成31年3月までの見込み）及び業務内容を記載すること。 ・その他仕様書に示した要件以上の提案をする場合は、その点が明確にわかるよう提案すること。

③見積書（価格提案書）	1部	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託に係る総見積価格を記載するとともに、会場レイアウト、設営・撤収関係、運営・管理の補助及びステージイベント企画・運営の各業務とその他の管理経費（人件費その他）に項目を区分し、そのそれぞれにおいて、見積の基礎となる内容（その品目等）と数量等の積算内訳を明記すること。 ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載すること
④会社概要	6部	既存のものでよい。
⑤実績調書	6部	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に受託した本業務に類似したイベントの実績（開催年、イベント名称、主催者、規模、受託内容等） ・上記実績に掲げるものについて、提案書に記載した統括管理責任者及び主たる業務担当者が担当した業務を併せ明示すること。

（2）作成方法の注記等

- ①真に必要な場合を除き、個人の情報やこれらを類推することができる事項を記載しないこと。
- ②用紙サイズは、A4判（A3判の二つ折りも可）とすること。
- ③フォントサイズは、11ポイントとする。
- ④ 提案書の印刷にあたっては、カラー、白黒は問わない。
- ⑤（1）の表の②提案書のページ数は5～10ページ（レイアウトに係る図面を含む。）を目安とする。
文書を補完するための、写真及び資料の添付は任意とする。

（3）提出された応募書類の取扱い

- ①提出された提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
- ②提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された書類は、返却しない。
- ④提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤提案書等に含まれる著作権、特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

8 評価方法等

（1）評価項目

- ア 企画提案内容（別表1に掲げる項目）
- イ 経費見積り
- ウ 業務実施体制及び業務実績
- エ 提案全体及び府内企業

（2）評価基準

別表2のとおりとする。

（3）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書及び見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを平成30年8月上旬（予定）に実施する。日時、場所等については、別途通知する。プレゼンテーションは、紙媒体のみで行うこととする。

(4) 評価方法

提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づき外部有識者の意見（採点等）を聴取したうえで評価する。

(5) 候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者のうち、(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、見積書の総見積額の安価な者を契約の候補者として選定する。なお、当該額が同額の場合は、当該者が当該当初提案の金額の範囲内で再度見積書を提出することにより、再提出された見積書において最も安価な見積金額を提示した者を候補者として選定する。
- ③上記①及び②にかかわらず、総合点の得点率が60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(6) 次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②参加資格並びに本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反して応募した場合
- ③総見積額が2の(4)の委託上限金額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

(1) 候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、次の項目について京都府職業能力開発協会ホームページ (<http://www.kyo-noukai.com/>) において公表する。

- ①候補者の名称、総合点及び選定理由
- ②①以外の参加者の名称及び総合点
- ③外部有識者の所属、役職及び氏名

(2) (1)の②の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記することとし、参加者が2者の場合は、次点者の得点は公表しないものとする。

10 契約手続

(1) 候補者に選定された者と京都ものづくりフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、候補者の選定時の次順位者を候補者として協議を行い、契約手続を行う。

- ①協議が不調に終わったとき
- ②受託候補者が、提案書提出の日から契約締結の日までの間に京都府又は京都市の競争入札に係る定めに反して競争入札参加停止の処分を受けた場合
- ③その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合

(2) 契約代金の支払いは、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1.1 その他の留意事項

- (1) 本事業は、実行委員会の委託事業であり、事業の成果は実行委員会に帰属する。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合には、書面により届け出ること。
- (3) 応募（提案書及び見積書）については、1者につき1提案とする。
- (4) 参加表明書の提出後、提案書及び見積書の差替、訂正又は再提出をすることができない。ただし、実行委員会の指示があった場合は、この限りではない。
- (5) 参加表明書を提出した後、実行委員会が必要と認める場合は、追加書類等の提出を求めることができる。
- (6) 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位とする。
- (8) 参加者が1者の場合は、本プロポーザルを中止する場合がある。ただし、8に基づく評価によって価格点を除く総合点の得点率が70%を超える場合において、業務遂行に支障が認められないとの外部有識者の意見が出されたときは、業務の実施について総合的に判断し、候補者として選定する場合がある。
- (9) 本事業は、国、京都府の資金により実施されるので、下記の点に注意すること。
 - ①補助金等の交付に関する規則、その他規程が適用されること。
 - ②京都府監査委員の監査、会計検査院による実地検査の対象となること。

(契約に関する基本的事項)

受託者との契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) 契約金額
契約金額は、候補者と実行委員会との間で委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った額とする。
- (2) 契約内容
契約内容は、仕様書と提案書、ヒアリング、プレゼンテーション等の内容に基づき、候補者と実行委員会との間で委託内容、経費等について再度調整のうえ決定する。ただし、提案内容は、実現を確約したものとみなす。
- (3) 契約期間
契約締結日から平成30年12月31日までとする。但し実施完了報告書の提出は、速やかに行うこと。

別表 1

「京都ものづくりフェア2018」開催に係る会場設営等業務 企画提案項目

項 目	企 画 ・ 提 案 の ポ イ ン ト
会場レイアウト	レイアウトは、大展示場及び第1展示場のそれぞれについて、また、1階の展示場全体について、回遊性が高いレイアウトを提案すること。
	出展者の小間配置については、ゾーン展開を提案するなど来場者が目的の小間にたどり着きやすく、かつ、現在地を把握しやすい会場レイアウトや、来場者に目的地や現在地を分かりやすくする措置を提案すること。
	ステージ・観客席とフードコート・客席の配置については、上記項目に加え、周囲の小間配置についてどのように考えるか、配置方針を提案するとともにレイアウトを図面に明示すること。
	大展示場と第1展示場の往来について、「わかりにくい」「来場者が大展示場に滞留し、第1展示場に足を向けない」などの来場者、出展者のアンケート意見があることから、展示場間の往来を促すためのレイアウトの考え方を提案するとともに、会場全体の案内図、会場案内標識、当日配布のパンフレット等を活用した効果的な誘導方法を提案すること。(ただし、当日配布のパンフレットについては実行委員会が別途作成する際の企画、仕様等の提案とする。当該パンフレットに係る提案を除き、誘導方法の提案で仕様書に含まれない事項の実施は委託費に含まれる。)
輸送計画	来場者の公共交通機関の利用増及び来場者増の視点から、効果的・効率的な会場までの輸送計画を提案すること。
ステージ企画	実行委員会を選定したイベント及び出展団体が企画した出演予定のイベントを除いた時間内で行うステージ企画で、「京都ものづくりフェア2018」の目的に沿った集客性のあるものを提案すること。
	親子連れ来場者が親しみやすい内容の企画、技能振興イベントとして他府県の同種イベントとの違い(京都らしさなど)がアピールできる企画を提案すること。

「京都ものづくりフェア2018」開催に係る会場設営等業務 企画提案の評価基準

評価項目	評価内容		配点
全体の評価 (15点)	提案内容的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5
	提案内容の実現性	レイアウトは出展者との調整等も考慮し、また、企画はその具体化が明確に示され、実現性は十分にあるか。	5
	事業への理解及び知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。	5
会場レイアウト (35点)	回遊性	1階会場の各展示場内、1階会場全体について、来場者の回遊性を高めるレイアウトが提案されているか。	5
	来場者からの分かりやすさ	目的場所や所在地が来場者に分かりやすいようレイアウト等での工夫が提案されているか。	10
	ステージ、フードコート	大展示場におけるステージとフードコートの配置について、回遊性、来場者の分かりやすさに加えて周辺小間配置の視点での工夫が提案されているか。	10
	展示場間の往来	大展示場と第1展示場の往来を促すのに有効なレイアウト、誘導方法が提案されているか。	10
輸送計画 (10点)	輸送計画が来場者の便宜を踏まえた効果的で効率的な内容であるか。		10
ステージ企画 (10点)	企画内容	「京都ものづくりフェア2018」の目的に沿い、集客力がある内容か。	5
		親子連れに照準を合わせた内容、「京都」の「ものづくりフェア」らしい内容か。	5
業務実施面 (15点)	業務実施体制	統括管理責任者、主たる業務担当者に類似の業務経験はあるか。また、連絡調整を行う専属担当者の選任は適切か。	5
		提案内容を実施できる人員が確保され、担当者が欠けた場合のバックアップ体制は確保されているか。	5
	業務実績	本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	5
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	5
		府内に支店、営業所等がある	3
		上記以外	1
価格点	満点×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)		10
合 計			100

【配点基準】 各項目について、下表の5段階で評価する。(府内企業に係る評価及び価格点を除く。)

配点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10点	8点	6点	4点	2点
5点	5点	4点	3点	2点	1点